

「保守主義研究」(北岡博士)と
「比較政治制度」(野村教授)に
ついて

田 畑 忍

一、北岡勲「保守主義研究」

保守主義を説明することは、日本の学界の今日の課題である。このとき、北岡博士の「保守主義研究」が公けにされたことは、時宜を得たものと言ひ得よう。

北岡君は、イギリス政治思想史の研究者として、殊にトマス・グリーン理想主義政治哲学の傾倒者として、また大著「イギリス政治哲学の生成と展開」等によりて、夙に学界に知られてゐる学究である。従つて同博士の学問的立場又は傾向が、イギリス流であつて、ドイツ流(シュタール等)でなく、またフランス流(メーストル、ボナール等)でもないことは、すでにして、その「保守主義研究」の傾向の何たるかを語つてゐるものと言ふことができよう。

テニソンの「朽ちはてた枝を伐り払う人こそ真の保守主義者である」と言う一句がこの著書の扉に選ばれてゐることに先ず意味を感じる。いたるところで、グリーンを強調されてゐることによつても我々は、其の保守主義の立場が、理想主義に深く基底してゐるものであることを知ることが出来る。かくして著者は、当然のことながら、「進歩的保守こそ真の保守であると考えられる」と言い、「保守と反動との間には、必然的な結びつきはないのだ」と言い、また、保守主義はファッショニズムを否定し、却つてそれは「改革」(evolution)を認めるものであると断じ、以て保守を反動から峻別してゐる。更に、「保守主義者こそ真の自由の擁護者である」と言う。また「むしろ保守主義こそ、「自由の哲学」である。保守主義は、法の下での自由の伝統に深く根を下してゐる。自由主義に帰せられる多くの役割は、むしろ保守的思考のそれであつた。バークは、みずからの生涯を、憲法上の自由を擁護しつゝ生きたのだ」と喝破して、保守主義の生命が、「真の自由」又は「積極的自由」にあることを説いてゐるのであるが、このことは、著者が、保守主義を権力主義や官僚主義から峻別していることを明らかに示すものである。言い換えれば、著者の保守主義への指向は、グリーンに共通してゐるバークの保守主義への指向にほかならないのである。しかし、著者の保守主義を決定してゐるところの基準は、結局はグリーンが措定した「公共善」である。つまり「公共善」に値するものが、「保守主義の本質である」、と言ふのが著者の究極の立場であつて、「変化を嫌う人間性」とか、「現存の社

会秩序の維持」とかは、「あくまでも保守主義の概念にとどまる」として、保守主義の本質と概念とを識別しようとしている。かくして、「保守主義は、「公共善」に照し合わせて社会の根元的なすぐれたものを保存することである」という断言的な一句が、この著書の結語になっているのである。

著者の保守主義は、このようにグリーンとともに、そうしてまたバークとともに倫理的である。「というのは、保守主義は、本質的には、社会の道徳的発達を促進する制度を維持するものであるからだ。従って、「公共善」に寄与しない制度、社会の道徳的発達を阻害する制度は、当然に改廃の対象とならなければならない。そしてそれこそ、保守主義の本質に沿うものである。確かに保守主義は、ひたむきに現存の社会秩序を維持することである。にもかかわらず、真正の保守主義は、「公共善」に寄与し得る現存の根元的な社会秩序を維持することではない。すべてを維持しようとすれば、むしろ根元的なものをも維持し得なくなる。……変化を黙認することが、社会の根本的な要素を保存するために必要である」として、明らかに革新と革新の立場を認めるのである。それは、イギリス的保守主義の伝統を遺憾なく把握して余さないとはい得よう。

かくして我々は、イギリスの保守党や、スウェーデンの保守党が、このような保守主義の伝統を有しているにもかかわらず、日本の自民党の「保守主義」が実は「真正の保守主義」ではなく、「公共善」と「自由」と「憲法」に反している反動的保守主義であり、悪しき保守主義であり、結局は保守主義ではなくて、

反動主義以外の何物でもないことを教えられるのである。この意味で、反動と保守との混同されている我が国の現状に於て、本書はとくに価値高く有益であり、敬慕的な役割をもつものである、と云うことができるであろう。

本書の体系は、「一、序節・二、保守主義の概念・三、保守主義の系譜・四、保守主義の本質・五、結語」より組み立てられているが、読者は、前示の如き保守主義に於ける著者の基本的な立場のみならず、いわゆる保守主義についての全貌を窺い知ることが出来る筈である。そうして、「真の保守主義」が存在するために、すなわち保守主義が健全なる革新的要素を有して反動に墮しないためには、革新主義の健在することが不可避的に必要だと言ふことを痛感せしめられるであろう。

以上、私は単に本書の読後感を述べるにとどまったが、或いは著者の真意を誤り伝えたのでないかを怖れる。若しそうであるならば、私は、著者の宥恕を乞わねばならない。さらにまた、私は、この書を契機に、保守主義の研究のみならず、イギリス政治思想史の研究に於ける其の大成を、学界のために、また同君のために祈念せざるを得ないのである(昭和三十五年二月二十日、弘文堂刊、定価二〇〇円)。

二、野村敬造「比較政治制度」

比較政治制度(又は比較憲法)の研究は、憲法学上頗る重要であり、且つ頗る困難な問題をもっている。困難だというのは、一つには、長い時代にまたがって展開されている其の対象の多

岐複雑さのためである。すなわちそこには、必ず歴史的方法にしたがって見てゆかねばならない側面があり、また現存する諸国家の制度を、どのように比較すべきかという問題意識との調和点を如何にきめるべきか、などといったメトロロギーのむつかしさもあるのである。いわば扱いにくいのである。比較憲法の類書がすくなく、その上良書がさらに乏しいのは、この辺に原因があると言っても過言ではなからう。野村教授の名著「比較政治制度」は、まさに、この困難と勇敢に挑戦した一つの成果だと言ふことができよう。

著者野村君は、憲法学者カールフリードリッヒが、「比較政治制度の研究に際して、政治組織、自由の保障、選挙及び政党、世論の四つを支柱として論考すべきことを指摘した」のに示唆を得て、「政府組織、選挙制度、政党を大きな支柱として考察を行ったものである」と告白されている。先ず著者は、「序説」で、代表制の諸方式を取り上げることから出発して、「序章」では「民主主義思想の理論的源泉」と「代表民主革命」と「近代政治制度の基本原理」について歴史的な考察をしてのちに、「一八世紀末以降の政治制度考察の方法」に論及している。

この方法論に於て、著者が、特に其の師のデュヴェルジエやビュルドー等を引用しつつ、権力分立・権限分配を第一の指標とすることを述べてをり、また「憲法の条文そのものにより、政治制度を理解すべきでない」とするフランス流の比較政治制度的方法論をとり、「特に選挙方法と政党との関連に於て研究して行く」と言い、また「斯くして、権力分立を主たる指標

として、選挙方法と政党との関連の下に諸国の政治制度を考察した後に、改めて新たな指標により、政治制度を現実に対応して再分類する」としているのは、この著者としては自然であろう。しかし、社会主義諸国家の政治制度や選挙方法を比較することを不可能なりとして、全然問題にされないところには、其の比較政治制度の方法論の問題点又は批判点がひそんでいる、と言えよう。それは、余りにも明白に、我々の眼前に展開されている政治制度についての未触の比較さるべき領域が、残されているからである。

このようにして、「第一章」で、「一九世紀前半の政治制度」としての「国民公会制」と「執政府制」と「独裁制」と「議院内閣制」と「大統領制」を取扱い、また「第二章」で、「一八七〇年以降の政治制度」としての「議院内閣制」と「国民公会制」と「大統領制」と「独裁制」とを論議し、最後に「終章」にいたって終っているのであるが、日本の政治制度は、右のうちの第二章に於て始めて、西独・イタリー・ベルギー及びスイスのそれとともに、取り扱われているにすぎない。これを通観して気付くことは、第一には、第二次世界戦争以前と、以後との区別のなされていないことである。また第二には、フランスの政治制度についての叙述が特に詳しいことである。従つて、フランスを中心とした比較政治制度の論著である、と言う点に、この著書の特徴があると言うことになる。それは著者のフランス的教養の然らしめているところである、と言うことができよう。読者は、この点に、この著作の長短の由来するところを知

「保守主義研究」(北岡博士)と「比較政治制度」(野村教授)について

一〇八

ることができるのであり、また将来に於ける其の研究の発展の方向を察知することができるのである。

最後に、この労作に対する感謝とともに、著者に対し、カール フリードリッヒの示唆をさらに生かして、「自由」と「世論」にも関心をもった、さらに大なる成果を挙げていただきたい、という希望を申し上げて擲筆することにしてしよう(昭和三十五年一月二十五日、有信堂刊、定価六五〇円)。